

令和6年度第5回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年8月9日（金）
招 集 場 所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員 6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 15番 中本公平委員 16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員 欠席農業委員 14番 田子博康委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 三島通政委員 住田一行委員 大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 橋本慎一委員 高濱健委員
事 務 局	古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長
傍 聴 人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 （1）農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等

促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第5回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号16番の能登路農業委員と議席番号17番の舩越農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、田子農業委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

５ページの議案番号２０は取り下げになりましたのでご報告します。

議長（角会長）

それでは、審議に入ります。３ページ、議案第１号をお願いします。農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第３条第１項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、４ページ番号１４の古市から、５ページ番号１９の下新印について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

３条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号１４番古市の議案について説明いたします。古市の申請地については米子奈喜良太陽光発電所近くにあります。田１筆７０平方メートル農地をこの度合意され、売買されるものです。

番号１５番淀江町西原の議案について説明いたします。淀江町壺瓶山の畑１筆２４６平方メートルの農地をこの度合意され、贈与されるものです。

番号１６番の上福原の議案について説明いたします。上福原の申請地については米子警察署の裏にあり、田２筆合計１，０９６平方メートルの農地を合意され売買されるものです。

番号１７・１８番の下新印の議案について説明いたします。下新印の１７・１８番は農協のカントリーエレベーターの近くにあり、１７番の田１筆２，５２７平方メートルと１８番田１筆１，９０４平方メートルの農地を合意され交換されるものです。

番号１９番の下新印の議案について説明いたします。箕蚊屋中学校の近くの畑２筆合計２３６．７９平方メートルの農地を売買されるものです。

３条許可案件は以上６件となります。詳細は議案および３条別紙のとおりです。農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要

件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（角会長）

番号14の古市について、担当委員さんから補足があればお願いします。

福長推進委員

14番の議案について補足説明させていただきます。現地調査は8月4日に岩佐農業委員と行いました。場所は奈喜良太陽光発電所のすぐ近く、真ん中を走っているのが県道で、県道のとられた部分、残地で三角形に見えるのがこの田の部分です。所有者は何十年も耕作しておらず、この横の田を譲受人が耕作されています。今回の譲渡地についても、ずっと譲受人が草刈りなどの管理をしていました。県道の向かい側のところが太陽光になるということもあり、今後は一つの田という形で耕作をしていくという話です。許可については、耕作をずっとされていますし、問題ないと思いますのでご審議よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号15の淀江町西原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

橋本推進委員

15番の議案について補足説明させていただきます。現地調査は8月2日に事務局の道下係長と行いました。翌日の8月3日に関本農業委員が1人で現地調査をされました。淀江町の野球場の上に当たるような場所で、246平方メートルの畑地です。譲受人が今まで耕作管理をしていて今回贈与という形で受けられるものです。許可について問題ないと思いますのでご審議よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号16の上福原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

船越農業委員

16番の議案について補足説明させていただきます。現地調査は8月3日に影嶋推進委員と行いました。6月11日に最初申請があり、その後取り下げられ、再度申請があった案件です。米子警察署の南側、申請農地の下側、宅地がたくさんありますけれども、これは住宅の団地になっています。当時現地を確認した際はきれいでしたが、2度目見た時は若干草が生えている状況でした。今写真にあるとおりです。地元に住んでおられた譲渡人の所有の農地を、会社員である譲受人が水田を耕作されるために購入されるというものです。現在譲渡人は住んでいた家を処分し、岐阜県に住まわれています。7月2日、最初に申請があったときに、事前に譲受人に話を聞こうと申請書記載の住所を訪ねたところ親戚の方が住んでおられ、本人とは話ができませんでした。その後電話で本人と話をしました。本人は体調が悪く、現在申請書記載の住所には住んでいないということでした。営農計画の中で、農機具の保有状況としてトラクターは中古で買ったものが勝田町にあるということでした。水田を作るためのコンバインと田植え機は、当初は購入という方向だったようですが、最終的にはコンバインは知人に借り、農作業、田植えなどはアグリに委託すると聞いています。現在所有している農地がいくつかありますが、それは7月2日に確認したときはセイタカアワダチソウが生えていました。8月3日に確認した時にはきれいに整地され、トウモロコシの苗がきれいに植えてありました。

本議案の申請については、耕作に関する具体的な内容が判断しかねるため、この総会の判断にゆだねたいと思います。なお、農機具の貸し借りや委託について確約が取ればいいのか、とは思っています。ご審議よろしくお願いします。

議長（角会長）

番号１７・１８の下新印について、担当委員さんから補足があればお願いします。

安井農業委員

１７・１８の議案について補足説明させていただきます。現地調査は８月８日に森中推進委員と行いました。例年ここはきれいに作付けされていますので、許可について問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長（角会長）

番号１９について担当委員さんから補足があればお願いします。

森中推進委員

１９の議案について補足説明させていただきます。現地調査は８月８日に安井農業委員と行いました。該当地は耕作、管理されていたので許可について問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、１６番以外は地元委員さんも問題ないということですので、最初に１６番以外の議案の採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

１６番に関しては担当委員は皆さんの意見に従うという考えでした。異議のない方は、挙手をお願いします。

では、16番についてご質問をお願いします。

中本農業委員

この16番はなぜ先月取り下げられたのでしょうか。

事務局（道下係長）

現在取得している農地について、維持管理ができていないことを説明したところ取り下げをされました。この度、所有農地の維持管理ができたということで再度申請をいただきました。

中本農業委員

機械所持の要件を見ますと、トラクターは所有しているが、コンバインは所有していないということでしょうか。

事務局（道下係長）

実際に稲刈りをする時期までには、借りるもしくは購入を予定しているとは伺っています。

中本農業委員

予定でしかないので、あまり現実的ではないような気がします。水田であるなら営農計画書など書類を出さなければなりません。3条は資産保有、下限面積がないということを国は懸念していますし。最終的には水田として活用するということで大丈夫なのでしょうか。

事務局（道下係長）

現在経営している会社に農業経験者がおられますので、その方々に援助してもらおうとは伺っております。本人はその確認を、作業的に足りないところはそういった方々に手伝ってもらおうということです。

中本農業委員

今後営農計画書を作成され、やっていくということでしょうか。

事務局（道下係長）

はい、そうです。

船越農業委員

3条は、4、5条とは違い農業委員会が許可したらそれで終わりなので、非常に判断が難しいなと私は思っています。近年、個人で農地を購入するという方の中で、実際に農業をされる方もおられるが、投機目的とみられる方もおり、この申請書類の中身を見るだけでは判断がしづらいです。農機具の問題についても、本人が購入しますといっても、この許可が終わった後本当に購入したかどうかかわからないじゃないですか。今回購入される土地は、道に面しており、後ろ側が団地になっています。宅地になれば、すぐ家を建てることができます。この先どうなるかということはわかりませんが、我々農業委員の立場としては、それが判断できるような、情報が欲しいというように思っています。特に営農計画を補足するような資料や米子市以外の審査基準などを調べていただき、我々が今後判断する上での資料を作ってもらいたいと思います。

事務局（道下係長）

この度の件で、鳥取市、倉吉市、境港市には確認をし、さきほどおっしゃられていたような審査基準については、特にないということでした。町村に関しては確認できておりません。

中本農業委員

さきほど舩越委員さんがおっしゃっていたような、資産保有で所持することが懸念されているという面もありますし。事務局は申請内容を信じざるを得ないが、それを審査するのは農業委員なので、判断がしやすい審査基準を作ってほしいと思います。

関本農業委員

譲受人はどの業種の方でしょうか。

竹中農業委員

以前は産業廃棄物の会社を経営されていたように思います。限りなくグレーに近い売買だとは思いますが、だからといって申請の形が整っていると許可しないわけにはいかないと思います。

議長（角会長）

みなさんからのご意見、ご助言をもらいました。16番について、許可に賛成の方の挙手を求めます。あるいは、営農計画を出すまで

は許可できないので取り下げということに賛成の方の挙手を求めたいと思います。

今の16番について許可に賛成の方の挙手を求めます。

では、営農計画を出すまでは許可できないという方の挙手を求めます。

高橋農業委員

3条について、多少疑念があるからといって営農計画を出してもらうということはしていないのではないのでしょうか。それを今回に限って営農計画を出してもらうというのは、バランスに欠けるのではないのでしょうか。地元の農業委員や推進委員が、この3条で取得した農地について耕作しているのか、フォローしていかないといけないと思います。特に疑念のある案件については。当初の計画と違うことをしている場合には、事務局から対処をしてもらうことしかできないと思います。

事務局（古橋局長）

事務局から補足させていただきます。さきほどから、疑念を持たれている資産保有については、この申請人に3条の要件について説明した際にも説明しており、耕作しなかった際には農地法違反になると事前に厳しく指導しております。当人は、既存の農地の耕作についても申し訳なかったこと、新しく取得する農地については必ず耕作することを言っておられました。

議長（角会長）

補足説明もありましたが、許可してもいいという方の挙手を求めます。

許可してもいいという方が10、不許可という方が8ということで採決いたします。

中本農業委員

指導していくといいましたが、耕作されていない場合は指導していただくのでしょうか？

事務局（古橋局長）

耕作をしていなかった場合は農地法違反になりますので、最悪の場合は許可の取り消し等もあるのではないかと思いますけれども、今までそのような事例はございませんし、具体的に登記されたものについてどのように扱うのかというのはすぐにはわかりませんでした。そのため、この場ですぐにどのようにするのかお伝えすることはできません。

中本農業委員

そこが大事なところであって、あそこはすぐに違反されたとなると、フォローすることを決意しておきながら、処罰的なものと言われたときに何もなかった、それが法的には指導しかできませんでしたとなってくると、そこらへんのけじめをみなさんに説明しておいて採決をしてはどうでしょうか。

関本農業委員

一度許可したものについて後で確認するという事はないと思います。ただこの方が、次の案件を出されたときに我々がどうチェックするのか、それしかないと思います。

議長（角会長）

今の関本農業委員の発言のとおり、今回は賛成多数ということで許可といたします。ただ、今回こういうことがあったということを

議事録に残してもらい、次回申請があったときにはそれを踏まえて判断をしてもらえたらと思います。

続きまして、6ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、7ページ、番号49の彦名町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

49番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。7月26日に公本農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、自然流下後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号50の車尾南1丁目について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

廣東農業委員

50番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、医療機関を計画したものです。7月27日に船越農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最大89センチメートルの盛土造成を行います。1.4メートルの擁壁を設置いたします。雨水の排水について溜枥から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、自治会同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは、番号51の諏訪について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

赤尾農業委員

51番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。8月1日に住田推進委員と事務局と3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最大30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはコンクリートブロック4段を設置いたします。雨水の排水について溜枥から農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、西部土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号５２の陰田町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

佐々木推進委員

５２番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。７月２８日に小西農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ１．２メートルを設置します。雨水の排水について、自然流下後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意確認しております。改良区の該当はありません。農地区分は、３００メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第３種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、８ページ、議案第３号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により、決定を求めます。それでは、

利用権設定各筆明細について、１１ページ番号８－１から番号８－２まで一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書き議案１１ページは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。１１ページ番号８－１、８－２は新規設定です。ご審議よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、番号８－１から番号８－２までを採決したいと思います。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、１３ページ、議案第４号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。それでは、１４ページ番号８－１から３６ページ番号８－７７までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案１３ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。１５ページ番号８－１０から８－４１は、耕作者が同じ名前の方ですが、山陰農業研究所の解約により、担い手育成機構に戻された農地について、福成農園が権利の設定をするものです。３４ページ８－７２から３５ページ８－７５は、耕作者が担い手機構になっておりますが、これは、２月に就農予定の新規就農者の農地として中間保有するものです。それ以外の１４ページ番号８－１から３６ページ番号８－７７は、ほぼ近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をする

ものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

公本農業委員

夜見町で100坪を借りて野菜を作るということだが、この周りに借りている農地はあるのでしょうか。

足立農業委員

富益町で耕作をしていた気がします。

議長（角会長）

そうしますと、まず、14ページ番号8－1から35ページ番号8－75までを採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号8－76について採決したいと思います。これについては、関係者の関本農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、36ページ、番号8－77について採決したいと思います。これについては、関係者の中本職務代理は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。
審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

39ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、1件を受理しています。

40ページから42ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、9件を受理しています。

次に、43ページから45ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、6件を受理しています。

次に、46ページから47ページの非農地現況証明について、11件を証明しています。

次に、48ページから49ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、2件を回答しています。

次に、50ページの農地転用現況確認書の交付について5件を交付しています。

後に、51ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、4件報告を受けています。報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

次回の総会に関して、9月10日市役所4階401会議室におきまして、9月定例総会を開催予定としております。先月の総会でお配

りした今後の総会の日程表では、9月総会の会場を旧庁舎3階603会議室としておりましたが、役所内での調整の結果、来月もこちらの401会議室が使用できることとなりましたので、会場を変更させていただきます。農業委員及び推進委員とも午後1時30分に401にお集まりください。次に、8月の農地相談会は令和6年8月20日午後2時から河崎公民館、令和6年8月22日午後2時から大篠津公民館となっております。私からは以上です。

議長（角会長）

これを持ちまして、第5回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後3時20分